

NEW

愛ある

家財保険

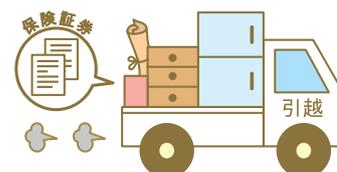


<生活あんしん総合保険>



引っ越しても 持ち歩ける家財保険

保険料は全国一律！
引っ越しても保険料の変更はありません。
(持家の場合は一部変更となることがあります。)



愛ある 家財保険

3つの特徴

- 1 お申込み手続きが簡単** 保険料はクレカ払またはコンビニ払でキャッシュレス
- 2 補償プランはシンプルな4タイプ** あれこれ悩む必要はありません
- 3 保険期間は1年または2年** 以降はご契約者からの申し出がない限り1年または2年ごとに更新されます

補償内容

補償内容			 賃貸住宅	 持家・分譲マンション	
家財の補償条項	家財保険金	 火災・落雷・破裂・爆発	消火活動による水濡れや破損損害も補償	○	○
		 水濡れ	給排水設備や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水等による水濡れ	○	○
		 風災・ひょう災・雪災	台風等の強風によって住宅が破損し、家財に損害が生じたときなど	○	○
		 水災	台風や豪雨などによる洪水や土砂崩れ等	○	○
		 物体の飛来、衝突等	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等	○	○
		 暴力・破壊行為	騒擾および集団行動に伴う破壊行為	○	○
		 盗難	盗難や盗難未遂による損害 (警察への届出が必要)	○	○
費用保険金	 修理費用	上記の事故等によって住宅に損害が生じ、自己の費用で修理したとき	○	—	
	 ドアロック交換費用	不法侵入があり、自己の費用で交換したとき (警察の届出が必要)	○	○	
	 残存物清掃費用	上記の事故によって損害を受けた家財の残存物を清掃および運搬したとき	○	○	
	 近隣見舞費用	家財等から発生した火災・破裂・爆発によって他人の所有物に損害を与えたとき	○	○	
	 緊急避難費用	上記の事故によって住宅に損害が生じ、宿泊施設を臨時に使用したとき	○	○	
賠償の補償条項	家主さんへの賠償責任	火災・爆発等の事故によって借用住宅に損害を与え、その住宅の貸主(家主)に対して法律上の賠償責任を負ったとき	○	—	
	他人への賠償責任	日本国内の日常生活において、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき	○	○	

補償プランと保険料表

補償プラン		A	B	C	D	
保険金額	家財の保険金額（支払限度額）	300 万円	500 万円	700 万円	900 万円	
	賠償の保険金額（自己負担額5千円）	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	
一時払保険料	賃貸住宅 （マンション含む）	保険期間 1 年	5,400 円	7,000 円	8,600 円	10,200 円
		保険期間 2 年	10,000 円	13,000 円	16,000 円	19,000 円
	持家 （マンション以外）	保険期間 1 年	4,300 円	6,500 円	8,700 円	10,900 円
		保険期間 2 年	7,800 円	11,800 円	15,800 円	19,800 円
	分譲マンション	保険期間 1 年	3,400 円	5,000 円	6,600 円	8,200 円
		保険期間 2 年	6,300 円	9,300 円	12,300 円	15,300 円

※この保険はセット商品です。上記補償プラン以外のご契約はできません。

※マンションとは非木造の集合住宅をいいます。

■家財の保険金額のめやす■

入居者数、年齢による標準世帯の家財の新価（再調達価額）です。なお、貴金属等は含んでいません。

家族構成		1 名	2 名	3 名	4 名～
世帯主の年齢	～29歳	300～500 万円	400～600 万円	400～700 万円	500～700 万円
	30歳代		600～800 万円	700～900 万円	700～900 万円
	40歳～		800 万円～	900 万円～	900 万円～

お申し込み手続きの流れ

1 補償内容を確認

当パンフレット、重要事項説明書をお読みになり、保険の内容を十分にご確認ください。

2 申込み・捺印

別紙申込書の太枠内を正確にご記入のうえご提出ください。
黒のボールペンで必要事項を漏れなくご記入ください。
補償プランをお選びください。

3 保険証券の発送

当社は、保険契約の申込みを承諾した場合、保険証券を送付または送信します。
保険開始日より補償が開始されます。
(不承諾の場合は、不承諾通知書をお送りします)

4 保険料の払込み

- コンビニ払の場合
保険証券に払込票を同封してお送りします。
保険始期日の翌月末日までに、当社の指定するコンビニにて保険料をお払込みください。
- クレカ払の場合
申込書に契約者名義のカード情報を正確にご記入ください。
ご指定のカード会社より保険料をご請求いたします。



ご注意

- 申込書が当社へ到着する前の事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 保険料の払込期日までに保険料のお支払いがなかった場合、保険契約は不成立となります。
(クレカ払の場合は、カード会社の承認が得られなかった場合)

保険の概要

家財の補償条項の概要

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
家財保険金	(1) 火災、落雷、破裂または爆発 ----- (2) 風災、ひょう災、雪災 ----- (3) 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または第三者が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれ ----- (4) 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両、もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ----- (5) 騒じょうおよびこれに類する集団行動または労働争議に伴う暴力・破壊行為 ----- (6) 水災 ----- (7) 盗難	(1) 修復不可能な場合 同等の物を新たに購入するために必要な金額 (2) 修復可能な場合 修理費用（ただし、(1)の額を限度） ----- 保険の目的物ごとに次の額を限度とする損害の額 (1) 家財について1個または1組10万円 (2) 通貨は10万円、預貯金証書は50万円 1回の事故についての支払限度額は50万円
	【「賃貸」の場合のみ対象】 修理費用保険金 住宅戸室に損害が生じ、貸主との契約に基づき、自己の費用でこれを修理したとき	100万円を限度として当社が認める実費
	残存物清掃費用保険金 家財保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の目的物の残存物の清掃または搬出が必要なとき	支払家財保険金の5%を限度とした実費
	緊急避難費用保険金 家財保険金が支払われる場合において、住宅戸室に損害が生じ、居住が困難となった結果、被保険者が宿泊施設を臨時に使用したとき	事故発生日から30日以内の宿泊に対し、1泊につき5,000円（定額）
	近隣見舞費用保険金 家財保険金が支払われる場合において、保険の目的物または住宅戸室から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたとき	被災世帯数 × 5万円 (支払家財保険金の5%を限度)
	ドアロック交換費用保険金 住宅戸室内に不法侵入（未遂を含む）が発生し、ただちに警察署に被害の届出をした場合において被保険者が自己の費用で住宅のドアロックを交換したとき	同等のドアロックに交換するために必要な費用 (3万円を限度とした実費)

(注1) 保険の目的物が貴金属、宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合、1個または1組についての支払限度額は10万円とします。

(注2) 当社がお支払いする家財保険金および費用保険金の合計額は、家財の保険金額が限度となります。

賠償の補償条項の概要

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
借家人賠償 個人賠償	【「賃貸」の場合のみ対象】 被保険者の過失による偶然な事故に起因して保険証券等に記載の賃貸住宅に損害を与えたことによって、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合	次に掲げるものにつき、その合計額が自己負担額（5,000円）を超過する場合に、その超過額を支払います。 (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きます。 (2) 被保険者が支出した次の費用 ① 損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解または調停に要した費用 ② 他人に損害賠償を請求することができる場合の、その手続きに必要な費用 ③ 賠償責任が発生しなかった事故発生時に行った、応急手当、護送、看護等、緊急措置のために要した費用
	次のいずれかに該当する偶然な事故に起因して他人の身体に障害または財物に損害を与えたことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ① 保険証券等に記載の住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ② 日本国内での日常生活に起因する事故	

●このパンフレットは保険の概要を説明したものです。「保険金をお支払いできない場合」等、詳細に関しましては重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報、個人情報の取扱い）を必ずお読みのうえご契約ください。

●事故が起こったとき、または転居等の契約内容に変更が生じた場合は、直ちに当社までご連絡ください。

●賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に当社の承認が必要ですのでご相談ください。

取扱代理店

引受保険会社

 アイアル少額短期保険株式会社

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 2F

 0120-550-378 FAX: 03-5645-2130
(平日9～17時)